

大子町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務仕様書

1. 委託業務名

大子町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

2. 適用範囲

本仕様書は、大子町（以下「発注者」という。）と受託者が行う「大子町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

3. 業務の目的

本業務は、「第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和6年度で計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度を計画期間とした「大子町デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」（以下、総合戦略とする。）を策定することを目的とする。

国においても令和5年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定したことを勘案し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、新たな地方版の総合戦略を策定するものである。

4. 業務の期間

本業務は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

5. 提出書類

受託者は本業務の着手前に次に掲げる書類を提出し、町の承認を得るものとする。

- 1) 業務委託契約書
- 2) 課税事業者・免税事業者届出書
- 3) 着手届及び業務工程表
- 4) 業務責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- 5) 契約保証金の納付又は契約保証金免除申請書
- 6) 受託者資格要件を証明する書類一式（証明書、契約書写し等）
- 7) その他必要書類

6. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を把握し、毎月訪問又はWEB会議により、随時町に報告しなければならない。

7. 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて町に帰属し、受託者は町の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

8. 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、町の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

9. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

10. 納入場所

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気 662 番地
大子町役場 まちづくり課

11. 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

本業務の目的、業務内容、履行期間等を踏まえ、業務実施計画書を作成するとともに、作業の円滑化・効率化のために必要な業務実施フロー等を作成すること。

(2) 本町の現況把握及び構造の分析

本町及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

- ①社会経済動向の分析と広域動向、上位計画の把握
- ②地域の位置と歴史的沿革・特性
- ③自然的、地理地形的特性
- ④人口特性及び動向
- ⑤産業経済的特性
- ⑥社会的特性
- ⑦地域行政財の実態
- ⑧広域的にみた地域特性

(3) 第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況の実施

第2期大子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況と残された課題を調査する「現行戦略達成状況調査シート」を提案し、これをもとに達成状況調査を実施する。シートについて@は、職員の負担軽減のため、複雑なものではなく、記入しやすい簡易なものにするとともに、第3期総合戦略への反映のため、各施策の達成状況（定性的評価＋成果目標・KPIの検証による定量的評価）や今後の課題等が効率的・効果的に把握できるものになるよう工夫を行う。

(4) 人口ビジョンの見直し

現行の『大子町人口ビジョン』の推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。

また、現行の人口ビジョンの検証結果を踏まえ、町の示す方針に基づき、必要に応じて、本町が目指す人口水準や地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」の見直しを支援する。

(5) 計画案の策定

上記の基礎調査結果を総合的に勘案し、また、第7次大子町総合計画が町の上位計画であることに留意し、計画素案を策定する。また、各種会議等による検討結果を踏まえ、補修正業務を実施し、計画案としてとりまとめる。

(6) 計画策定の支援

骨子案、素案を作成、まとめHP公開用として策定支援を行う。

(7) 会議の運営支援

策定スケジュールなどの業務策定手法の説明資料、各種調査結果報告書等を、大子町まち・ひと・しごと創生有識者会議報告説明用資料としてとりまとめ、意見の反映・修正を行う。なお、会議は3回程度（資料作成支援を行い、出席については求めない）

を想定している。

(8) まちづくり施策に係る先進事例の提供

本業務の策定に関わる関連各課において、まちづくり施策を検討する際の資料とするため、全国の特徴ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を提供するものとする。

(9) 法律や制度などの動向に関する情報提供

各分野における法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、本業務に関する分野及び町が把握しておくべき分野を提供することとする。

(10) 法制執務相談

本業務の策定過程において市例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について対応する。相談件数は1件を想定している。なお、政策に係る事項や法律相談に属する事項は含まないものとする。なお、相談は町にて行うこと。

(11) 報告・連絡及び協議

委託業務の遂行にあたっては、随時発注者に報告しながら進めること。また、疑義や問題点については、その都度協議を行い、効率的かつ迅速な対応に努めること。

(12) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①人口ビジョン
- ②骨子案、素案
- ③先進事例提供及び情報提供資料一式
- ④会議資料
- ⑤計画書 100部 A4版、表紙4色、本文4色、上質紙、80ページ程度
- ⑥概要版 100部 A4版、表紙4色、マットコート紙、8ページ
- ⑦計画書データ納品（表紙フルカラー、本文フルカラー、デザイン編集無）
- ⑧概要版データ納品（表紙フルカラー、本文フルカラー、デザイン編集有）
- ⑨業務実施報告書

(13) その他

本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。